

平成20年度河川等水質検査結果

平成20年度河川等水質検査においては、10月に25地点(河川)、11月に2地点(地下水)を調査しました。河川については総体的に見て問題はないと思われませんが、大腸菌群数については、例年通り多くの河川で高い数値となっております。また、溶存酸素量が低い数値であるところも見受けられます。地下水については、基準値以内であり、地下水汚染はありませんが、飲み水としては適合しているとは言えませんので、できる限り上水道を使用してください。

※下記は今年度の河川データであり、環境基準と比較しております。指定類型はありませんが、ここでは指定類型Aを適用し、比較しております。全亜鉛は指定類型はなく、全リン・全窒素については、湖沼の基準しかありません。ヒ素については、特殊事情がある河川のみ調査しています。

1、河川

町名	河川名	項目	水温 ℃	透視度 cm	PH	生物化学的酸 素要求量 (BOD)	化学的酸素要 求量 (COD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	全リン (P)	全窒素 (N)	全亜鉛	ヒ素 0.01mg/l以下
高島	灰田掘川		18.2	>100	7.0	1.2	2.2	1	9.5	13,000	0.147	0.58	0.006	-
	和田打川		16.8	>100	7.0	<0.5	1.3	1	9.0	2,200	0.033	0.50	<0.003	-
	乙女ヶ池		18.7	26	7.1	3.9	6.1	14	5.8	92,000	0.156	0.80	0.004	-
	八田川		17.5	>100	7.1	<0.5	1.4	1	10.0	500	0.014	0.51	<0.003	-
安曇川	南川		19.5	>100	7.3	<0.5	1.5	1	10.0	7,900	0.047	0.39	<0.003	-
	青井川(中流)		21.0	>100	7.8	<0.5	2.5	3	11.0	1,300	0.091	0.61	<0.003	-
	金丸川		18.8	>100	7.2	<0.5	1.3	3	10.0	800	0.058	0.57	<0.003	-
	青井川(下流)		19.0	>100	7.6	<0.5	1.6	3	13.0	4,900	0.067	0.69	<0.003	-
新旭	針江大川		16.3	>100	7.3	<0.5	0.6	<1	11.0	1,300	0.036	0.58	<0.003	-
	旧南川		17.5	>100	7.5	<0.5	1.3	4	9.3	2,000	0.042	0.50	<0.003	-
	生水川		18.5	>100	7.4	<0.5	1.7	3	13.0	2,000	0.065	0.44	<0.003	-
	神奈川		18.0	>100	7.5	<0.5	1.5	<1	10.0	2,000	0.034	0.52	0.003	-
	安曇川(用水路)		19.2	>100	8.0	<0.5	1.3	2	11.0	2,000	0.020	0.37	<0.003	-
	中の川		21.0	>100	8.9	1.1	3.9	2	10.0	11,000	0.053	0.26	<0.003	-
今津	天川		15.8	>100	7.0	0.8	2.2	3	6.5	500	0.031	0.71	0.007	<0.001
	庄垂川		17.2	>100	7.0	0.6	1.2	2	7.3	800	0.027	1.02	0.012	<0.001
	薬王寺川		17.2	>100	7.3	<0.5	1.1	<1	10.0	800	0.022	0.72	0.007	<0.001
	北川水系		15.2	>100	7.4	<0.5	1.0	2	10.0	1,700	0.011	0.63	<0.003	<0.001
マキノ	知内川(上流)		16.2	>100	7.1	<0.5	1.0	<1	9.7	800	0.014	0.45	0.006	-
	中ノ川		15.8	85	7.2	0.7	1.6	5	7.6	800	0.083	0.63	0.008	-
	唐竹川		16.2	>100	7.4	0.9	2.0	2	9.7	3,300	0.107	0.67	0.009	-
	知内川(寺久保)		16.5	>100	7.8	0.5	1.2	<1	10.0	2,200	0.016	0.50	<0.003	-
	生来川(知内)		16.6	>100	7.3	0.7	1.8	3	12.0	7,900	0.051	0.91	<0.003	-
	西内沼排水路		19.0	48	7.5	3.5	5.6	3	7.4	7,900	0.154	0.66	0.003	-
	大沼排水路		16.8	>100	7.7	<0.5	0.6	<1	9.8	1,300	0.007	0.47	<0.003	-

生活環境の保全に関する環境基準

●河川 ア

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸 素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級・自然環境保全 及びA以下の欄に掲げ るもの	6.5以上8.5以下	1mg/l以下	25mg/l以下	7.5mg/l以上	50MPN/100 ml以下
A	水道2級・水産1級・水浴 及びB以下の欄に掲げ るもの	6.5以上8.5以下	2mg/l以下	25mg/l以下	7.5mg/l以上	1,000MPN/ 100ml以下
B	水道3級・水産2級及び C以下の欄に掲げるもの	6.5以上8.5以下	3mg/l以下	25mg/l以下	5mg/l以上	5,000MPN/ 100ml以下
C	水産3級・工業用水1級 及びD以下の欄に掲げ るもの	6.5以上8.5以下	5mg/l以下	50mg/l以下	5mg/l以上	—
D	工業用水2級・農業用水 及びEの欄に掲げるもの	6.0以上8.5以下	8mg/l以下	100mg/l以下	2mg/l以上	—
E	工業用水3級・環境保全	6.0以上8.5以下	10mg/l以下	ごみ等の浮遊が 認められないこと	2mg/l以上	—

- (注) 1 自然環境保全:自然探勝等の環境保全
 2 水道1級 :ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 水道2級 :沈殿ろ過等による通常の浄水操作をおこなうもの
 水道3級 :前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 3 水産1級 :ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の
 水産生物用
 水産2級 :サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
 水産3級 :コイ、フナ等、β -中腐水性水域の水産生物用
 4 工業用水1 :沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 工業用水2 :薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 工業用水3 :特殊の浄水操作を行う
 5 環境保全 :国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値	
		全亜鉛	
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/l以下	
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/l以下	
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/l以下	
生物特B	生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/l以下	

●湖沼

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全リン
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの	0.1mg/l以下	0.005mg/l以下
II	水道1、2、3級(特殊なものを除く。)・水産1種・水浴及びIII以下の欄に掲げるもの	0.2mg/l以下	0.01mg/l以下
III	水道3級(特殊なもの)及びIV以下の欄に掲げるもの	0.4mg/l以下	0.03mg/l以下
IV	水産2種及びVの欄に掲げるもの	0.6mg/l以下	0.05mg/l以下
V	水産3種・工業用水・農業用水・環境保全	1mg/l以下	0.1mg/l以下

- (注) 自然環境保全・水道1～3級・環境保全は上記と同じ
 水産1種:サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物
 水産2種:ワカサギ等の水産生物用及び及び水産3種の水産生物用
 水産3種:コイ、フナ等の水産生物用

2、地下水

※下記は、地下水のデータであり、地下水の環境基準と比較し、汚染がないか調査しております。

項目	地下水名	
	地下水C	地下水D
水温	18.7	14.5
透視度	>100	>100
pH	6.3	6.9
生物化学的酸素要求量(BOD)	<0.5	<0.5
化学的酸素要求量(COD)	<0.5	<0.5
浮遊物質(SS)	<1	<1
溶存酸素量(DO)	18.0	7.3
一般細菌	4	7
大腸菌	-	-
全亜鉛	<0.003	0.004
カドミウム	<0.001	<0.001
全シアン	未検出	未検出
鉛	<0.001	<0.001
六価クロム	<0.005	<0.005
ヒ素	<0.001	<0.001
総水銀	<0.0005	<0.0005
アルキル水銀	未検出	未検出

PCB	未検出	未検出
トリクロロエチレン	<0.003	<0.003
テトラクロロエチレン	<0.001	<0.001
四塩化炭素	<0.0002	<0.0002
ジクロロメタン	<0.002	<0.002
1, 2-ジクロロエタン	<0.0004	<0.0004
1, 1, 1-トリクロロエタン	<0.1	<0.1
1, 1, 2-トリクロロエタン	<0.0006	<0.0006
1, 1-ジクロロエチレン	<0.002	<0.002
シス-1, 2-ジクロロエチレン	<0.004	<0.004
1, 3-ジクロロプロペン	<0.0002	<0.0002
チウラム	<0.0006	<0.0006
シマジン	<0.0003	<0.0003
チオベンカルブ	<0.002	<0.002
ベンゼン	<0.001	<0.001
セレン	<0.001	<0.001
ホウ素	<0.1	<0.1
フッ素	<0.08	<0.08
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	0.5	0.80

人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.01mg/l以下	1, 1, 1-トリクロロエタン	1mg/l以下
全シアン	検出されないこと	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006mg/l以下
鉛	0.01mg/l以下	1, 1-ジクロロエチレン	0.02mg/l以下
六価クロム	0.05mg/l以下	シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下
ヒ素	0.01mg/l以下	1, 3-ジクロロプロペン	0.002mg/l以下
総水銀	0.0005mg/l以下	チウラム	0.006mg/l以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003mg/l以下
PCB	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg/l以下
トリクロロエチレン	0.03mg/l以下	ベンゼン	0.01mg/l以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	セレン	0.01mg/l以下
四塩化炭素	0.002mg/l以下	ホウ素	1mg/l以下
ジクロロメタン	0.02mg/l以下	フッ素	0.8mg/l以下
1, 2-ジクロロエタン	0.004mg/l以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/l以下